



農法

茶草場の面積	代表的な取組地区
131ヘクタール	大野・東山
92ヘクタール	富田・倉沢
42ヘクタール	大代・神谷城
22ヘクタール	東萩・間
10ヘクタール	久保尾・尾呂久保ほか

り、既に茶葉を刈り落とした茶園が一部含まれています)



名人に聞

つちや農園
土屋鉄郎さん (73歳=水川)



「かっぼし(刈り干し草)」茶草として利用・ススキ、ワラビなど (写真①6月4日撮影)

第65回全国茶品評会・農林水産大臣賞に輝き、過去にも数々の受賞歴を誇る茶づくり名人の土屋鉄郎さんに話しを聞きました。

「茶草場農法とは冬場の保温効果、草の抑制、肥料の流出を防ぐ優れた農法。幼木を主体に当園では実施。8月から9月にかけて採草地で草刈りを行い、10月に「かっぼし」にして、11月から敷き草として茶畝に入れる。昔から今に至るまで良いお茶づくりのための一手間として当たり前になってきたことが世界に認められた。茶農家の一人として今回の認定はとても栄誉なことと思う」

【かっぼし】
刈り干し草(本町の方言集にも掲載があり、刈り取った草を帽子状に干す光景が見られる。)

【茶草場農法とは】

茶

草場とは、茶畑の周囲で植物を育てている採草地のことをいいます。その地域に自生している植物を利用することが多く、町内ではススキやワラビなどが群生している様子が見られます。茶草場の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝の間に敷くことで有機物の供給源となります。これにより、干害を防止し雑草の成長を抑え、土中の微生物を繁殖させて豊かな土壌を作る効果があるといわれています。この茶草場による伝統的な農法を「茶草場農法」といい、100年以上前から農家の間で代々伝承されてきました。

また、定期的に草を刈るため、草地が繁殖力の強い植物のみに覆われることがなく、十分な日光も得られます。このことから、キキョウやササユリ、ナデシコなどの希少な植物や、バッタのような小動物を育むことになり、多様な生物の宝庫となっています。

平成19年から県農林技術研究所が主体となり「茶草場農法」に関する調査が開始されました。平成24年10月には、世界農業遺産への認定を目指して掛川、菊川、島田、牧之原の4市と本町による遺産推進協議会が設立。同年12月に認定申請書を提出しました。

良質な茶の生産を目的に農家の「当たり前」の営みとして代々継承してきた農法が、結果として里山の保全や生物多様性の維持につながる。このことが、今回の認定審査で高く評価されました。

【世界農業遺産とは】



世界農業遺産認定

静岡の茶草場ちやぐさば

5月29日、石川県七尾市で世界農業遺産国際会議が開催され、本町も構成地域として含まれている「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産として認定されました。

市町名

掛川市

菊川市

島田市

牧之原市

川根本町

写真は本町久保尾地区：(認定された翌日の5月30日に撮影。一番茶が終わり)

茶農家の誇りであり地域の宝

世界農業遺産として「静岡の茶草場農法」が認定されました。

手間を掛け、良いお茶を作ろうとする茶農家の心意気が世界に認められました。いわば当たり前として先人から伝承されてきた農法が高い評価を受けたことは茶農家の誇りであり、地域の宝です。

今後は関係市町と連携し、伝統農法を守り抜くとともに、新たに加わった川根茶の付加価値を生かし、町の発展につなげていきたいと考えております。



川根本町長
佐藤公敏

国 連食糧農業機関(FAO)によって平成14年に創設。衰退が懸念される伝統農法や多様な生態系などを次の世代に受け継ぐことが目的です。自然や文化遺産をそのまま保護する世界遺産と違い、さまざまな生き物と共生する伝統農法、祭りなど人々の営みを含めて認定します。

これまでに世界で11カ国の19地域が認定されており、日本では平成23年に新潟県佐渡市の「トキと暮らす郷づくり」、石川県能登半島の「能登の里山・里海」の2件が初めて認定されました。今回、本県を含む熊本県の「阿蘇の草原と持続的農業」と大分県の「国東半島宇佐の農林漁業循環システム」などの国内外6地域の追加認定がされ、登録地は25地域(国内5地域)となりました。